

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年 7月21日(木) 17:30~18:20(50分)

(開催場所)

釧路地方合同庁舎 5階会議室

(出席者)

当局側(釧路開発建設部)

本田 幸一(釧路開発建設部長)、相馬 弘明(釧路開発建設部次長)、

浅野 浩行(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合釧路支部)

牛嶋 誠一(執行委員長)、石川 恭太(副執行委員長)、上山 新吾(書記長)、

三輪 望(執行委員)、宮崎 隆(執行委員)

(議題)

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

○ 職員団体側から

- ・ 超過勤務はどのように命令しているのか。また、超過勤務の実態は前年度の第1四半期と比較して、部全体、部門別ではどのような状況なのか。
- ・ 一月の超過勤務時間が60時間を超えた場合は、超過勤務手当の支給割合の引き上げ、または超勤代休時間を本人の希望により選択できることになっているが、強制的に超勤代休時間を指定していることはないか。
- ・ 定時退庁日における定時退庁の励行とは、具体的にどのように行われているのか。超過勤務縮減キャンペーンや庁内放送以外では行われていないと考えており、具体的な実行を強く求める。
- ・ 超過勤務縮減のための具体的な方策と、様々な方策による縮減の効果を聞きたい。また、職員からの意見などは反映しているのか。
- ・ 本局からの調査物について、事務部門、技術部門で同じ内容の依頼があつたり、調査する意味が分からぬるものもあるが、調査内容が重複する依頼については、課所長が調整すべき。
- ・ 今年度の業務工程表は、課所ごとで作成の仕方、時期がまちまちであるが、課所ごとの作成状況についての認識如何。

4月中旬に業務推進方針を決定させるのでは遅く、まだ、職員に対する説明は不十分な内容であり、関連課所に影響するものについても横断的な説明が十分行われていないと感じている。もっと説明の仕方を工夫する必要があるのでないか。

- ・ 超過勤務は縮減されているが、個人で超勤ゼロはあっても、職場で超勤ゼロのところはない。職場での様々な場面で意見を聞いて超勤縮減に向けて努力し、超過勤務が無いのが当たり前の職場を作るべき。

○ 当局側から

- ・ 超過勤務は、業務計画表により翌週1週間の業務予定を把握し、日々その業務内容について確認を行い、その必要性や緊急性を判断した上で命令しており、また、事後確認の徹底など、より丁寧な超過勤務時間管理に努めている。

平成23年度の第1四半期の状況は、前年度同期と比して、部全体としては14%減少している。部門別では、事務部門22.2%減、河川部門5.3%増、道路部門22.9%減、港湾・空港部門3.2%増、農業部門22.9%減、機械・電気通信部門14.8%増、営繕部門33.3%減、共通技術部門14.3%減となっている。

- ・ 超勤代休時間制度の趣旨に基づき、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合を除き、超勤代休時間の指定に努めるよう課所長を指導しているところであり、強制はしていない。
- ・ 定時退庁日において、課所長は、職員に対し定時退庁の声掛けをするなど努めているが、引き続き課所長への指導を徹底したい。
- ・ 業務工程表の作成による業務全体の把握と細かな進行管理、各種会議の見直し、発注者支援業務の活用、施工効率化プロジェクトの推進による手戻りのない効率的な事業実施など、いろいろな対策をきめ細かく実施している。また、縮減方策の検討に当たっても課内会議や職場内ミーティングにおいて、問題点や課題などを話し合っているところである。
- ・ 調査内容の重複の有無を確認し、依頼内容を必要最小限に調整することは必要であり、今後とも課所長への指導を徹底したい。
- ・ 業務工程表は課所ごとの業務推進に関する基本的な事項、推進体制及び業務概要のほか、課所長が必要とする事項について作成しているものであり、その内容については職員と共有が図られているものと考えている。

平成23年度の業務工程表の作成に当たっては、職員との議論、情報共有を通じ作業を進めるよう、また工程表の決定後は、職員説明を行い情報共有を図るよう、課所長への徹底を図ったところである。業務工程表は、当局の責任において作成するものであるが、作成段階、決定後及び変更の際には各課所において職員に対し十分な説明が行われているものと認識しているが、今後とも、課所長を指導していきたい。

- ・ 各職場の実態、部門の特性において様々な取組を行っているが、それらを共有し進化させるよう取り組んでいる。課内会議や職場内ミーティングの場を活用することが大事で、そこで業務内容や業務量を聞き取ることだけではなく、課題や問題点等を早め早めに聞いて解決することが、効率化や超過勤務縮減に繋がるものと考える。引き続き、職員の意見も聞きながら、超過勤務の縮減に努めたい。

※文責は釧路開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ
(2011年統一要求及び2012年度勤務条件改善に関する要求)

平成23年7月21日

当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、課所長を指導していきたい。